

「ネット・電子メディア利用ながさき基準・夜9時まで」

～よる9じからは、わたしじかん！～

〔趣 旨〕

進展するネット・電子メディアは、私たちの生活の様々な場面において利益をもたらせており、これからの時代を生きる青少年が、成長・発達に見合ったネットや電子メディアの活用ができるように育てることは、私たち大人の役割です。

しかし、青少年のネットや電子メディアをめぐるのは、SNS等を起因とした事犯の被害や加害、ネットの特性などを理解していないことから生ずるコミュニケーション上のトラブル、ネットゲームなどに過度に依存する「ゲーム障害」が、世界保健機関（WHO）の新たな疾病として追加される見通しであるなどネットやゲームの依存や長時間利用、また、電子メディア利用の低年齢化による心身の成長・発達への影響など、懸念される問題が改善される傾向が見えない状況です。

このような現状を踏まえ、長崎っ子のためのメディア環境協議会は、県民の理解のもと、青少年のネット・電子メディアの利用に一定の基準を定める「ネット・電子メディア利用ながさき基準・夜9時まで」（以下、ながさき基準）を設けることを提案します。

この「ながさき基準」は、青少年のネット・電子メディアの遊びや楽しみとしての利用を夜9時までとすることで、ネット・電子メディアの適切な利用と、青少年の心身の成長・発達への悪影響を減少させることを目的とし、県民がそれぞれの立場で実践や啓発に取り組むものにしていただいております。

「ながさき基準」だけでは、青少年のネット・電子メディア利用に関するトラブルの全てを解決することはできませんが、「ながさき基準」の実践・啓発と、これまでの関係団体等の取組が相乗効果を生み、そのことで、青少年が情報リテラシーや情報モラルを身に付け、また、保護者が子の成長・発達に見合った支援を行うことによって、ネット・電子メディアが適切に利用され、トラブルが防止されることを目指します。

青少年がネットや電子メディアに適切に関わりながら、人の育ちにおいてかけがえない子ども期を過ごせるように育つ環境を整えることは、情報社会が進展する現代に生きる私たち大人の責務です。「ながさき基準」が県民各位のそれぞれの立場において取り組まれますようご理解とご協力をお願いします。

なお、「ながさき基準」は、望ましい基準として示しているものです。各市町にPTA等によるネット・電子メディアのルールがある場合はそのルールを守りましょう。



